

臨床心理分野専門職大学院
令和 3 年度認証評価報告書

< 抜粋 >

令和 4 (2022) 年 3 月 25 日
公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

II 申請大学院に対する認証評価の結果

広島国際大学臨床心理分野専門職大学院に対する認証評価の結果

1 認証評価の結果

広島国際大学大学院心理科学研究科実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定める臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程の評価基準に適合している。

2 総評

当該専門職大学院は、広島国際大学大学院心理科学研究科の前身である総合人間科学研究科（臨床心理学専攻）が平成15（2003）年4月に臨床心理士養成のための第一種指定大学院に認められた後、平成19（2007）年4月に同専攻を募集停止・改組し、私学における最初の臨床心理分野専門職大学院として、他の1校とともに、設置認可された。平成20（2008）年4月に東広島キャンパスから広島市中心部の広島キャンパスに移転し、他指定大学院や実習施設、各領域の臨床心理士との連携を深め、教育研究を実践してきた。令和2（2020）年、東広島、広島、呉の3キャンパスから東広島と呉の2キャンパスへの統合に伴い、現在の呉キャンパスに移転し、教育研究活動を継続するとともに、地域に根ざした実践教育の展開に取り組んでいる。

臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程を設置し、教育施設・設備を充実させるとともに、地域に根ざした臨床心理専門職大学院を目指して積み重ねてきた取り組みの努力と成果は高く評価できる。当該大学院は平成28（2016）年度に公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による2回目の臨床心理分野専門職大学院認証評価を受審し、適合と認定された。その後、呉キャンパスへの移転、令和元（2019）年以降の新型コロナウイルス感染拡大状況の影響等、試練となる状況の中でも学生教育に真摯に取り組み、臨床心理士資格取得を支援し、医療・福祉・教育等多様な領域に人材を輩出するとともに、心理臨床センターにおいて相談活動を行う等、地域社会に大きな貢献をもたらしている。今後とも、大学当局、教員、学生が相互に尊重し合い、地域との連携を強化しながら教育研究実践を継続し、専門職学位課程の模範となるべく発展されることを期待する。

今回の認証評価では、平成28（2016）年度の2回目の認証評価後の実績を対象に、主として判定評価チームが「自己点検評価報告書」、「大学院基礎データ」、「事前確認事項回答書」及び平成29（2017）年度以降の「年次報告書」等の書類審査を行い、加えて広島国際大学大学院へのヒアリングと訪問調査を実施し、教育訓練、臨床及び研究活動の現状を把握する作業を進めた。その結果を判定委員会、認証評価委員会、理事会の議を経て、この報告書としてまとめた。

審査の結果、広島国際大学大学院心理科学研究科実践臨床心理学専攻（専門職学位課程

) は、評価基準のすべてを満たしており、臨床心理士養成の基本理念や当該大学院の目的に照らし、総合的に判断して適合していると認定する。これは、高度専門職業人を養成する専門職大学院として基礎的な要件を満たしており、社会的に保証できることを意味している。次回の評価については、令和9（2027）年3月31日までに受けるものとする。

なお、今回は「勧告」に該当する項目はないが、「改善が望ましい点」は年次報告書において改善状況を記載していただきたい点であり、「要望事項」はさらに充実した教育実践及び教育環境の実現に向けて、一層のレベルアップが図られるよう提示したものである。今後とも高い水準を維持しながら、さらなる向上を遂げられることを期待する。

3 章ごとの評価

第1章 教育目的

(1) 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

建学の精神及び教育目的に則り、計画的かつ丁寧な指導が実施されており、現場での実践力を身につけるといった目標が教職員・学生に共有されている。

(3) 第1章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、臨床心理士養成の基本目的に沿って教育が進められ、成果を確認しながら教育の質を向上すべく努力が重ねられている。ただし、臨床心理士資格審査試験合格率の向上が課題となっており、改善に向けた更なる取り組みが望まれる。

(4) 根拠理由

【項目1-1 教育目的】

基準1-1-1

教育の理念、目的が明確に定められており、その内容が専門職大学院設置基準、学校教育法に適合するものであること（レベル1）。

広島国際大学の教育の理念、「命の尊厳と豊かな人間性を基本理念とする。この理念に基づき、新しい時代が求める専門的な知識と技術の修得を進めるとともに、健康、医療、福祉の分野において活躍しうる職業人を育成する」が大学ホームページ等に公表されている。大学院の教育目的は「高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究め、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展と人類の福祉に寄与すること」を目的とし、当該専攻の教育目的は「地域社会、家族および教育の再生等さまざまな解決すべき問題が山積している人間社会で、その問題の解決を図ることができる高度な臨床実践技能を身につけた『心の専門家』を育成する」ことであると大学院学則に定められ、公表されている。

当該専攻のディプロマ・ポリシー（2021年度入学生）は、「臨床心理分野における高度専門職業人として、十分な援助者としてのいくつかの資質（柔軟性、客観性、共感性、感受性、安定性、自己指南性）と基本的実践力を修得している。／他の専門職種と連携してチームワークを尊重して協働することができ、個人や地域住民の心の健康に貢献できる。」と定められ、大学ホームページに記載されている。

大学全体の教育の理念「本学における教育は、命の尊厳と豊かな人間性を基本理念とす

る。この理念に基づき、新しい時代が求める専門的な知識と技術の修得を進めるとともに、健康、医療、福祉の分野において活躍しうる職業人を育成する」についても、これを理解しやすいよう配慮して「慈愛のこころ」「探究のこころ」「調和のこころ」の3指針とともに大学ホームページに公表されている。

大学の教育目的に臨床心理士の主要な活動領域の一つである「教育」が文字通り明記されてはいないが、これは当該大学の設立の経緯と歴史、専門領域の構成から了解しうるものである。当該専攻の目的には教育も取り組むべき分野として示されており、この点は補完されている。

基準 1-1-2

教育の理念、目的が周知、公表されていること（レベル1）。

学生に対しては、募集要項、大学院便覧、「広島国際大学読本」等の資料、新入生オリエンテーションでの説明により丁寧に周知が図られている。

教職員間では、同資料の他に「専任教員会議」をはじめ、FD等研究科の各委員会の活動を通して理念、目的が共有されている。社会に向けてはパンフレットとホームページ等を通して公表されている。

基準 1-1-3

目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること（レベル1）。

学生の単位取得率は前回認証評価時に引き続き高水準であり、修了の状況も良好である。単位取得率は97.1%（平成28（2016）年度）、99.8%（平成29（2017）年度）、98.0%（平成30（2018）年度）、98.8%（平成31（2019）年度）、96.8%（令和2（2020）年度）と安定して成果を上げている。この期間で成績評価の上位SまたはAとなる比率は43.3%（平成30年度・1年次）から72.5%（令和2年度・2年次）まで幅があり、成績評価を厳格適正に行いつつ教育成果を上げる努力が行われている。

修了者の臨床心理士資格審査試験の合格率は、61.5%（平成28（2016）年度）、100%（平成29（2017）年度）、60.0%（平成30（2018）年度）、80.0%（平成31（2019）年度）と推移していたが、令和2（2020）年度には33.3%と低い数字になっている。これは新型コロナ禍による受験見送りも一因とされているが、専門職大学院として期待される合格率80%以上を安定して維持するべく、引き続き取り組むことが期待される。

修了後に実施されているディベロップメント調査（7件法）では「実習についての満足度」は6.1（平成31（2019）年度）、「カリキュラムについての満足度」は5.1（同）と評価されていた。種々の心理検査、心理療法及び諸技法につき、理解度と実践度の評価も実施されている。SCT、バウムテスト、WISC、老人認知症検査は学修期間中に評価値に向上が認められる。また心理療法の理解度と実践度はそれぞれ評価値の平均が向上している。

る。これらは「理解している」、「使える」に対する本人の自己評価の数値であり、比較的謙虚な態度が反映されている可能性もある。より詳細に学習の成果を測定する方策の開発も期待される。

修了後の進路は平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度に医療・保健、福祉、教育、公務員、産業分野への就職実績が認められ、医療・保健及び福祉領域に平成 30(2018)年度 11 名、令和元(2019)年度 6 名、令和 2 年(2020)年度 8 名が就職している。常勤／非常勤の人数は平成 30（2018）年度各 8 名、平成 31（2019）年度 4 名／2 名、令和 2（2020）年度 11 名／0 名となっており、常勤職への道が安定して確保されている点は評価できる。

以上のことから、教育の成果、効果及び現状把握と改善の努力がなされていることが認められる。

（５）改善が望ましい点

①臨床心理士資格審査試験の合格率が 80%を上回るよう、引き続き努力し成果を上げることが望まれる。

（６）要望事項

①ディベロップメント調査の測定方法及び結果の処理について、具体的な修得・技能向上内容を効果的に把握できるよう、工夫と改善が望まれる。

第2章 教育課程

(1) 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

実務家としての臨床心理士の養成に重点を置いた教育課程を編成し、学生の主体的な学びを意識しながら、少人数による双方向的・多方向的な授業を展開している。また、臨床心理士の重要な専門業務である研究活動についてもきめ細かい指導がなされている。

(3) 第2章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、臨床心理士養成の基本理念や目的に沿って教育課程が編成され、教育内容も適切なものである。1年次前期にクォーター制を導入する等、基礎から実践へと体系的に学修できるように工夫が凝らされている。なお、一部の授業科目の分類が不適切であるが、改善に向けた取り組みが行われている。

(4) 根拠理由

【項目2-1 教育内容】

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、臨床心理士としての実務に必要な専門的な臨床心理学の知識、感受性、分析力、表現力、対人関係スキル等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに臨床心理士としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること（レベル1）。

応用力、実践力のある実務家としての臨床心理士の養成を目指し、特に実習・演習科目に比重を置くことで、理論的教育と実務的教育の架橋に留意した教育課程が体系的に編成されている。

理論的教育では、「教育臨床心理学特論」や「力動的心理療法演習」等一部の科目において、事前学習で基礎的な知識を修得し、授業内で学生主体の発表を行う反転学習を導入することにより、学生が主体的に学べるよう工夫に努めている。実務的教育では、学内外で臨床心理の面接・査定・地域援助を行う実践的教育を提供している。そして、学生自身の体験をもとにした事例研究論文の執筆を通じて、これらの理論と実践を結び付け、臨床心理士としての知識、分析力、表現力等を総合的に修得させるとともに、責任感及び倫理観を涵養するように努めている。

さらに、「臨床心理学研究法特論」の評価基準に学会発表の成果を含め、「総合的事例研究演習Ⅰ・Ⅱ」の指導の一環として、オンラインによるコンプライアンス教育の受講を義務付ける等、科学としての心理学の知識の蓄積や研究者倫理の向上を意識した指導が行われている。

このように、求められる教育課程はもちろんのこと、臨床心理士としての活動の重要な柱の一つである研究活動についての指導も充実している。

基準 2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること（レベル1）。

(1) 臨床心理学基本科目

（臨床心理学の基本についての科目、学内実習を含む臨床心理査定の科目、学内実習を含む臨床心理面接の科目をいう。）

(2) 臨床心理展開科目

（学外実習を含む臨床心理の諸実践領域についての科目、臨床心理事例研究に関する科目をいう。）

(3) 臨床心理応用・隣接科目

（臨床心理学の応用領域・技法に関する科目、臨床心理の応用技法に関する科目、臨床心理と隣接する領域・分野に関する科目をいう。）

当該専攻の教育課程は、「基本科目群」、「実践科目群」、「展開科目群」の3つの「必修科目群」と「選択科目群」とに分類されている。本協会基準と照らし合わせると、臨床心理学基本科目（「基本科目群」5科目、「実践科目群」5科目）、臨床心理展開科目（「実践科目群」3科目、「展開科目群」5科目、「選択科目群」3科目）、臨床心理応用・隣接科目（「基本科目群」6科目、「選択科目群」13科目）として、計40科目が開設されている。

当該専攻の科目群の名称である「基本科目群」には、本協会基準の臨床心理応用・隣接科目に該当する科目も含まれているが、種々の臨床心理の領域で活動するにあたって基本となる事項と実践を意識した応用技法とを指導するという当該専攻のねらいのもと、適切な内容が提供されている。

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、評価対象大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること（レベル1）。

カリキュラムの改定により、平成 30（2018）年度以降、必修科目は当該専攻の3つの科目群にわたり46単位となっている。また、選択科目は32単位が開講され、4単位以上の修得を求めている。開講単位数は78単位であり、学生のニーズに応えることが可能な教育課程となっている。

ただし、「臨床心理地域援助学特論」が本協会基準の臨床心理展開科目ではなく臨床心理学基本科目として開設されている、「臨床心理地域援助事例演習」はその教育内容を考慮す

ると選択科目ではなく必修化することが望ましい等、臨床心理地域援助に関する一部の科目の分類が不適切である。臨床心理分野専門職大学院としてより相応しい教育課程の編成となるよう、科目分類の変更に関する検討が始められている。

学年進行については、1年次前期に2時限連続開講のクォーター制を導入し、臨床心理学の基礎的な内容を学修することによって、1年次後期並びに2年次に行われる学内・学外実習の教育効果の向上を図っている。

【項目 2-2 授業を行う学生数】

基準 2-2-1

専門職大学院においては、少人数による双方向又は多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることにかんがみ、ひとつの授業科目について同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されていること（レベル1）。

令和2（2020）年度はすべての授業科目において、30名以下の受講者数になっている。また、40科目中32科目は複数教員が担当する授業であり、さらに科目によってはグループを分けて指導する等、少人数の密度の高い教育を行っている。他専攻の学生の履修については、当該科目の性質に照らして一部の科目で認められているが、令和2（2020）年度は履修の実績がない。

【項目 2-3 授業の方法】

基準 2-3-1

授業は、次に掲げるすべての水準を満たしていること（レベル1）。

- (1) 専門的な臨床心理学の知識を確実に修得させるとともに、具体的な問題解決に必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力を育成するため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

特定の分野に偏ることなく授業科目が開講されている。授業の方法としては、科目の性質に応じて少人数による双方向的・多方向的な討論、ロールプレイ、現場体験、事例研究等を中心に、学生が臨床心理士として必要な能力を多面的に育成するための方法がとられている。

授業計画、内容、到達目標、成績評価の基準はシラバスやガイダンス等を通じて学生に周知されている。学外実習についても、守秘義務の遵守等に関する指導が徹底されている。キャンパス移転に伴う新たな実習先の確保にも努めており、必修である3つの領域（保健・医療、福祉、教育）での実習先への移動時間や移動に伴う負担等にも配慮がなされている。

しかし、一部の学外実習は平常授業と重複して行われる場合があり、補講や学生の自学自習等によって対応している状況にある。

【項目 2-4 履修科目登録単位数の上限】

基準 2-4-1

各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、履修科目の学習を着実なものとするために、原則として 38 単位が上限とされていること（レベル 1）。

大学院学則により、学生が 1 年間に履修できる単位の上限が 38 単位に決められている。平成 28（2016）年度入学者から、所定の基準を満たす成績優秀者に対し、上限 2 科目 4 単位の履修を認めているが、これまで適用例はない。

（５）改善が望ましい点

①臨床心理展開科目のうち臨床心理地域援助に関する学修をより体系的に行えるよう、現在開講されている授業科目の分類を見直し、教育課程を改善することが望まれる。

（６）要望事項

①学外実習との重複により学生が平常授業に欠席せざるを得ない場合には、その授業内容の補充が適切になされるような取り組みについて、教員間で検討し、共有することが望まれる。

第3章 臨床心理実習

(1) 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

実習中はもちろん、事前事後にも、学生の振り返り等、自主的・主体的な学びや教員からの指導が丁寧に行なわれている。

(3) 第3章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、臨床心理士養成のための学内外の実習の場が確保され、事前事後指導等がシステム化されて実施されている。教員は、学内実習において心理臨床センターで事例を担当している学生に対して、1回の心理面接につき1時間の個別指導を行っており、学生への指導体制が構築されている。

学外のスーパーヴァイザー制度も用意され、学生は学内外の指導者について希望を出せる仕組みであり、学外者の場合には費用的な補助も得られる。また、令和2（2020）年度の呉キャンパスへの移転に伴い、呉市との協定（平成27（2015）年3月締結）に基づく連携事業等、地域連携・地域サービスにも積極的に取り組んでいる。

(4) 根拠理由

【項目3-1 学内実習施設】

基準3-1-1

学内実習施設（臨床心理センター等）には、その規模に応じ、臨床心理実習を行うに必要な十分な面接室、遊戯療法室、事務室その他の施設（相談員室、待合室等）が整備されていること（レベル1）。

臨床心理実習を行うのに必要な面接室等の設備が整えられている。「心理臨床センター」は、既存設備を改装したものではあるが、ゆとりを持った空間となっており、受付・事務室（教員・相談員用の控室含む）、待合室、面接室（4室）、心理検査室（2室）、プレイルーム（2室）、グループセラピー室、院生記録室、実験実習室、倉庫の他、ワンウェイミラーでプレイルームに接続した観察室2室が設置されている。心理臨床センターは6階にあるが、エレベーターでアクセスが保証され、同じ1号館2階及び廊下続きの2号館6階に多目的トイレも設置されている。面接記録の管理は、受理ケースごとにファイルされ心理臨床センター内で一括管理する体制となっている。加えて、緊急時の対応についてもマニュアルが作成されている。新型コロナウイルス感染症対策として、受付の液晶パネル方式の体温計や、各箇所の手指消毒液、面接室の亚克力板等が配置されている。前回認証評価時に課題であった「待合室」に関しては、移転を機に独立した部屋が設けられ、CDで音楽を流せる等来談者の快適さへの配慮もなされた。

ただし、一般教室等の既存設備を改装してのセンターであるため、プレイルームは一般教室大の広いもののみとなっており、年齢の低い子どものプレイセラピー等目的に応じた臨床的機能を高めるためには、間仕切りで区切った小さいスペースのプレイルームを確保する、事務用ロッカーではなく木製の温かみのある収納とする等の工夫が望まれる。

面接室については、奥行きの高い空間に間仕切りを設け、仕切りの前後で別の面接セットを配置する等、工夫がなされている。なお、予備の遊具置き場と兼用になっている院生記録室の整理整頓や、廊下続きで立て看板による簡易な仕切りのみとなっている教員研究室・院生ゼミ室スペースとの区切り方の見直し等による、より快適で使用しやすい状態への改善が望まれる。安全性についても、床材の響きや滑りやすさ、プレイルームの照明用カバー、むき出しの柱、窓の開閉の安全性等、さらなる配慮が望まれる。

心理臨床センターの受付担当の事務職員は、臨時要員の身分ではあるが専従で週5日勤務となっている。

【項目3-2 学内臨床心理実習】

基準3-2-1

学内実習施設（臨床心理センター等）における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、学生のケース担当、ケースカンファレンス、スーパーヴィジョン体制等について適切な配慮がなされていること（レベル1）。

学内の臨床心理実習について、教育上必要な配慮がなされている。実習については、「研修活動報告書」の提出の他、面接1回につき1回1時間のスーパーヴァイズが義務付けられている。また受理会議を丁寧にいき、ケースの担当者決定を行っている。

地域との連携も教員には強く意識されており、移転後かつ新型コロナウイルス感染症の影響下であるが、令和2（2020）年度の修了生についても、1人当たり平均3.8ケースを確保している。ただし、相談回数は同年度で延べ518回であり、令和元（2019）年度の1,519回と前回認証評価時の1,900回に比べると低い水準となっている。少ない相談回数であっても、学生が十分に経験を消化し実践的な学びが担保されるよう指導の工夫が一層望まれる。

カンファレンスにおいても、自らの面接過程の発表時間の割合が少ない例が見られたが、必要な学びを行えるよう慎重な指導が望まれる。相談件数の減少については、来談増を目指した呉市との連携事業や、閉室を余儀なくされる新型コロナウイルス感染状況の際に一時的に面接をオンラインに切り替えるためのマニュアル整備等で、実習環境の維持に努力がなされている。なお、心理臨床センターには、学生が当番制で事務受付等に関与できるようになっている他、他キャンパスの教員も含めて、教員1名が必ず在室するようになっている。倫理や危機対応についてもマニュアルが整備され、授業等で指導がなされている。

ケースカンファレンスは2グループに学生を分けた少人数のグループで実施され、他キャンパスの臨床心理系教員も含めた複数の教員による指導がなされている。多くの教員が関与しながらも、教員の出席者数が学生出席者数を上回らないようにして、学生がカンフ

アレンスの進行役も担いながら発言しやすいように工夫されている。加えて、修了生が事例を発表する「拡大事例検討会」を継続的に実施し、学外講師を指定討論者として招聘することで、現役学生が修了生と繋がり将来像を描ける工夫も行われている。

心理臨床センターでの担当事例のスーパーバイザーは、学生により学外・学内の担当者から選択できるシステムとなっており、外部のスーパーバイザーを選択した場合には、一定の謝金補助が提供されている。ただし、呉市へのキャンパス移転によって、外部スーパーバイザーを選択した際の移動時間が学生の負担になる等の課題もある。

呉キャンパスにおいても、地域連携・地域サービスに当該専攻は積極的に取り組み、市の幼児健診への貢献、市政だよりへの心理臨床センターの案内掲載、ペアレントトレーニンググループの立ち上げ等、来談者確保も含め、さまざまな工夫を重ねる努力がなされている。

【項目 3-3 学外実習施設】

基準 3-3-1

学外実習施設には、心理臨床の三大領域（医療・保健、教育、福祉）すべてが含まれていること（レベル1）。

三大領域（医療・保健、教育、福祉）での実習が必修として実施されていることに加えて、オプションで産業領域・司法領域での実習も提供されている。実習する学生数は1施設につき1～3人であり、きめ細かい指導が行われている。

福祉領域において臨床心理士の実習担当者が配置されていない実習先が1施設あるが、校内教員が毎回丁寧な指導を行うことで補完されている。

【項目 3-4 学外臨床心理実習】

基準 3-4-1

学外実習施設における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、指導体制等について適切な配慮がなされていること（レベル1）。

臨床心理士の養成のための教育課程に相応しく、倫理遵守を含めて、事前指導、実習中の指導、事後指導及び学外実習先の実習指導者による指導等、学外実習に関わる指導が行われている。

例えば、各領域とも実習前には、オリエンテーションと事前発表が行われ、倫理教育もなされている。実習期間中には個別の中間指導、終了後にはまとめと発表による事後指導が実施されている。実習実施にあたっては、実習施設と実務家教員が、実習日程や内容等を協議し、年度計画が立案され、実習中の個別指導では、欠席・遅刻の有無、実習機関から指導や注意を受けた点、考えたこと困ったこと等を学生に報告させ、学外実習施設と密な連携の上で実習が進められている。

加えて、施設担当者と教員がそれぞれ所見を記載する「実習日報」の他、事前の計画書

や振り返りのワークシート形式の記録用紙も用意されており、教員は学外実習についても十分に目を配っている。

(5) 改善が望ましい点

①プレイルームの照明用カバー設置、むき出しの柱への保護カバー設置、窓の開閉に関する転落防止対策等、心理臨床センターのより安全な運用のための安全対策が望まれる。

(6) 要望事項

①スーパーヴィジョンやカンファレンスにおいて、自己の体験の見直しやそこからの学びを十分に行えるよう丁寧な指導の工夫の継続が望まれる。

②心理臨床センターにおいて、プレイルームのレイアウトと調度品の工夫、記録をとる相談員控室の整頓、さらに教員研究室・院生研究室とセンターとの区切り方の工夫とさらなる静音の確保に向けた対策が、それぞれ望まれる。

第4章 学生の支援体制

(1) 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

学外実習における宿泊費補助、外部スーパーヴィジョンを受ける際の謝金補助等、複数の経済的支援を実施して学生の便宜を図っている。

(3) 第4章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、学習支援については、各ガイダンスが丁寧に行われ、それぞれの学生に「チュートリアル担当教員」と「臨床監督教員」が配置されていることで、個別の相談対応も可能な体制が整えられている。また、経済的支援についても充実している。学生へのヒアリングからも、これらの支援について満足度が高いことがうかがわれた。

(4) 根拠理由

【項目4-1 学習支援】

基準4-1-1

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、評価対象大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること（レベル1）。

教務ガイダンス、履修ガイダンス、心理臨床センターガイダンスが、複数回、適切に実施されている。

また、学生1名につき、「チュートリアル担当教員」と「臨床監督教員」とが定められ、それぞれ支援を行っている。「チュートリアル担当教員」は、入学直後からの履修相談や学生生活への適応について支援を行っている。1年次前期の途中からは「チュートリアル担当教員」に代わる「臨床監督教員」が決定され、担当学生の学修全体を把握し、修学上の諸問題や今後の方向性に関する相談に応じている。

基準4-1-2

目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、指導・助言体制の整備がなされていること（レベル1）。

「チュートリアル担当教員」と「臨床監督教員」を配置し、オフィスアワーを設定する等、学生支援のための整備がなされている中で、教員と学生のコミュニケーションが十分

に図られている。

基準 4-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること（レベル2）。

心理臨床センターに非常勤相談員2名が学内実習の教育補助者として配置されている。

基準 4-1-4

多様な経験を有する社会人等を受入れた場合、その基礎学力を補うための対策が講じられていること（レベル1）。

基礎学力を補う指導体制として、「チュートリアル担当教員」による指導助言と学部講義の受講勧奨がされている。また「基礎心理学特論」、「臨床心理研究法特論」を2時限連続開講のクォーター制とし、時間割に余裕のある1年次前期に配置することで、効果的な履修を可能にする学修プログラムとしている。

【項目 4-2 生活支援等】

基準 4-2-1

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言・支援体制の整備に努めていること（レベル2）。

「日本学生支援機構奨学金」の他、「広島国際大学大学院学内奨学金」、「広島国際大学大学院学園創立90周年記念奨学金」、「広島国際大学教育ローン金利助成奨学金」があり、多数の学生に利用されている。また、学外実習における宿泊費補助、外部スーパーヴィジョンを受ける際の謝金補助も提供されている。

修学や学生生活に関する相談先として、保健室、学生相談室が整えられ、ハラスメントガイドライン、人権侵害の防止規定、行動規範等も整備されている。

【項目 4-3 障害のある学生に対する支援】

基準 4-3-1

身体に障害のある者に対して、受験の機会を確保するとともに、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めること（レベル2）。

身体に障がいのある者に対して、受験の機会を確保するよう努めている。教室や心理臨床センターのある建物等には、多目的トイレ、車いす用の可動式机、バリアフリーの教室出入口等も一部設置されている。

【項目 4-4 職業支援（キャリア支援）】

基準 4-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること（レベル2）。

就職支援担当教員が、全学のキャリア支援係と情報交換を行い、随時進路相談に応じている。また、心理臨床の現場で働いている修了生からのキャリア支援として、「大学院生のキャリア開発のための講演会」を年に1回開催している。

（5）改善が望ましい点

特になし。

（6）要望事項

特になし。

第5章 成績評価及び修了認定

(1) 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

成績評価は、シラバスやオリエンテーション、授業で、評価基準があらかじめ周知徹底された上で、基準を設けて評価されている。所定の「評価シート」を用いて学生自身の学修目標を意識できる指導がなされている。

(3) 第5章全体

当該章のすべての基準を満たしており、成績評価にあたっては、専任教員会議において厳正に判断され、評価基準や成績分布等は学生に公表され、評価の公平性が確保されている。

(4) 根拠理由

【項目5-1 成績評価】

基準5-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という）が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル1）。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

成績評価は、専門職学位課程委員会で、注意事項等が決議され、関係教員間で共有されている。平成25（2013）年度入学生からは、GPA制度が導入されている。

授業科目ごとの詳細な基準の公開や成績評価の告知も、シラバスやオリエンテーション等を通して適切に行われている。成績分布は学生に開示され、評価について説明を希望する学生への機会も保証されている。再試験についても当初試験同様の厳正な成績評価が行われている。「臨床心理学研究法特論」の評価には、学会発表が必須要件として含まれ、実践的な力量形成が図られている。「臨床心理事例研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」等複数教員担当科目の評価では、所定の「評価シート」を用いて、教員が共通の評価観点から5段階評価で多面的に学生を評価できるようになっている。

筆記試験で合格点に達しなかった場合には再試験が行われ、厳正な成績評価が行われている。

基準 5-1-2

学生が在籍する評価対象大学院以外の機関における履修結果をもとに、評価対象大学院における単位を認定する場合には、教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること（レベル1）。

大学院学則に「専攻で定める所定の単位を超えない範囲」で他大学での単位認定を行うよう規定されている。認定元大学院のシラバス等の確認から、臨床心理士の指定科目とみなすことができるかが判断され、教育課程の一貫性が損なわれないよう慎重に審査の上、専門職学位課程委員会で諮る手続きがとられている。

【項目 5-2 修了認定】

基準 5-2-1

専門職大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル1）。

(1) 2年（2年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、44単位以上を修得していること。

この場合、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他専攻等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、20単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ 教育上有益であるとの観点から、評価対象大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて20単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で評価対象大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(2) 次のアからウまでに定める授業科目につき、それぞれアからウまでに定める単位数以上を修得していること。

ア 臨床心理学基本科目 16単位

イ 臨床心理展開科目 18単位

ウ 臨床心理応用・隣接科目 10単位

(3) (1) 及び (2) を踏まえて、総合的に判定が行われること。

修了要件は、すべての基準を満たしている。すなわち、2年以上在学して、所定の授業科目について、必修科目46単位を含め50単位以上を修得することを修了要件として定めており、当該専攻会議による総合的な判定が行われている。科目として、臨床心理学基本科目18単位、臨床心理展開科目22単位、臨床心理応用・隣接科目38単位が開講されている。

(5) 改善が望ましい点
特になし。

(6) 要望事項
特になし。

第6章 教育内容等の改善措置及び教育課程の見直し等

(1) 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

移転や新型コロナ禍という環境の変化が大きい中で、学生による授業評価等、学生の意見や要望を尊重し、よりよい教育環境を構築するよう努めている。

(3) 第6章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、FD活動は全学的にも専攻独自にも行われている。学生への授業評価アンケートが全開講授業について毎学期実施され、学生との意見交換会も行われている。しかし、専攻独自のFD活動に関する議事録が、他の会議に関する議事録と区別されずに記録されている場合がある。

(4) 根拠理由

【項目6-1 教育内容及び方法の改善措置】

基準6-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること（レベル1）。

学生への授業評価アンケート、専攻主催の公開講座、学生との意見交換会等、全学及び専攻独自のFD活動が組織的かつ継続的に行われている。専攻主催の公開講座では、臨床心理分野に精通した学外講師を招聘し、教育内容及び方法の改善に努めている。

しかし、専攻独自のFD活動に関する議事録が心理臨床センター関連の会議の議事録と合わせて作成されることや、「専任教員会議」の中でFDと重複する議題を扱うことがあるため、議事録の扱いについてはさらなる工夫が望まれる。

基準6-1-2

実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること（レベル2）。

実務家教員と研究者教員とが実習・演習の授業に同席して相互の視点を共有する等、それぞれの専門性を生かしながら授業を展開している。

基準 6-1-3

教育の内容及び方法の改善を図るために学生による授業評価を行い、それを有効に活用すること（レベル1）。

全開講授業を対象に、学生による授業評価アンケートを毎学期実施している。その結果を教員間で共有・協議し、FDに活かしている。また、平成 29（2017）年度より、全学的な取り組みと連動して毎学期授業参観を実施しており、授業改善に努めている。

【項目 6-2 教育課程の見直し等】

基準 6-2-1

評価対象大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しが、専門職大学院設置基準第6条の2の規定に基づき設置された教育課程連携協議会の意見を勘案しつつ、適切な体制を整備した上で実施されていること（レベル1）。

平成 31（2019）年の専門職大学院設置基準の一部改正に従い、「広島国際大学大学院心理科学研究科専門職学位課程教育課程連携協議会規定」が制定・施行されている。本協議会では、産業界等との連携による授業科目の開設・実施及び教育課程の編成・実施状況に関する評価等を協議している。

（5）改善が望ましい点

特になし。

（6）要望事項

①専攻独自のFD活動について、議論された内容を適切に記録し、その保管・蓄積についてもより体系的な方法で行うことが望まれる。

第7章 入学者選抜等

(1) 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

アドミッション・ポリシーに基づいた面接試問を重視し、独自に作成した面接試問評価用紙を利用することで、臨床心理士としての適性を的確に評価しようと努めている。

(3) 第7章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、アドミッション・ポリシーに基づき、入学資格をもつすべての者に対して公正な入学者選抜が実施されている。

前回の認証評価期間である平成24(2012)年度から連続して入学者数が入学定員を下回る状況にあるが、広報活動等を通じて、定員の充足率を満たすよう努めている。

(4) 根拠理由

【項目7-1 入学者受入】

基準7-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、教育の理念及び目的に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること（レベル1）。

教育理念及び目的に照らしたアドミッション・ポリシーを設定し、大学のホームページや学生募集要項等を通じて公表している。入学者の受け入れに係る業務は、当該専攻長を中心に、入試担当教員を定め責任担当を明確にして遂行している。

基準7-1-2

入学者選抜がアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること（レベル1）。

入学者選抜として、学内進学者入試、一般入試、社会人入試の3つの枠組みを設けている。すべての入試でアドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜が実施されている。

基準7-1-3

入学資格を有するすべての志願者に対して、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること（レベル1）。

入学者選抜に関する情報は、学生募集要項やホームページ等により対外的に公表され、すべての志願者に対して公正な機会が等しく確保されている。学内進学者入試は一般入試よりも先行して実施されているが、他の入学者選抜方法と同様の方法で行われており、入

学者に占める自校出身者の割合は平成 30（2018）年度から令和 3（2021）年度までの平均で 61.8%であることから、門戸が開放されている。

基準 7-1-4

入学者選抜に当たっては、評価対象大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること（レベル 1）。

入学者選抜は、学内進学者入試、一般入試、社会人入試のいずれにおいても、面接試問、筆記試験（心理学、外国語）、書類審査で構成され、総合的に判断が行われている。また、すべての入学者選抜で面接試問を重視し、面接試問評価用紙を利用することにより適正に判断できるよう工夫に努めている。

基準 7-1-5

入学者選抜に当たって、多様な経験を有する者を入学させるように努めていること（レベル 2）。

社会人入試を設ける等、多様な経験を有する者を入学させるように努めている。平成 30（2018）年度から令和 3（2021）年度までの社会人入学者数は 0～3 人で推移している。

【項目 7-2 収容定員と在籍者数】

基準 7-2-1

在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものにならないようにすること（レベル 1）。

当該専攻の収容定員は 40 名である。平成 29（2017）年度から令和 2（2020）年度までの定員充足率は 52.5～77.5%（平均 64%）で推移しており、在籍者数が収容定員の 110%を超えたことはない。

基準 7-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないように努めていること（レベル 2）。

当該専攻における 1 学年の入学定員は 20 名である。平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度までの入学定員充足率は 35.0～80.0%（平均 57%）で推移しており、3 年以上連続して入学定員の 90%を下回っている。要因として、県内に臨床心理士養成のための第一種指定大学院が増えたこと、キャンパスが移転したことにより学内からの進学希望者が減少していること等が報告されている。定員充足に向けて、学内者向け及び一般向けの大学院入試説明会を開催する等の対応に努めている。

(5) 改善が望ましい点

特になし。

(6) 要望事項

- ① 呉キャンパスのある地域においても、これまでの当該専攻の成果をより積極的に広報する等、入学者数を安定的に確保する取り組みを継続することが望まれる。所定の入学定員と乖離しないよう引き続き努力されたい。

第8章 教員組織

(1) 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

特になし。

(3) 第8章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、いずれの専任教員も十分な研究業績とそれぞれの専門分野における長年の臨床経験を有している。ただし、授業や学生への臨床指導における負担が大きく、人事異動の多い状況にあるため、教員組織の充実とともに、業務量の改善に向けての継続した取り組みが強く望まれる。

(4) 根拠理由

【項目8-1 教員の資格と評価】

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること（レベル1）。

令和3（2021）年5月1日時点において、専任教員8名中、教授4名、准教授1名、講師3名であり、教育上必要な教員数を確保している。年齢構成、専門分野についてはバランスが取れているが、任期付き教員が半数以上いる他、直近5年間においては雇用期間終了と自己都合を含めて延べ5名が退職、8名が採用されており、人事異動の多い状況が続いている。

基準8-1-2

基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力及び社会的・職業的倫理意識があると認められる者が、専任教員として置かれていること（レベル1）。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

専任教員すべてが臨床心理士有資格者であり、その多様な専門分野（医療、教育、福祉等）に関する教育及び研究上の業績を有している。いずれの専任教員も、豊かな臨床経験を有しており、臨床心理面接、臨床心理査定の高い技術、技能を有している。

実務家教員の採用にあたっては、多様な領域における経験豊富な教員を採用している。

これらの専任教員の教育・研究上の業績は、ホームページ上で公表されている。

【項目 8-2 専任教員の担当授業科目の比率】

基準 8-2-1

教育上主要と認められる授業科目（必修科目、選択必修科目）については、原則として、専任教授又は准教授が配置されていること（レベル1）。

必修 24 科目中 23 科目（95.8%）を専任教員が担当している。例外として「精神医学・薬理学特論」は精神科医の資格をもつ学内兼担教員が担当しているが、科目の性質上問題のない配置とみなしうる。

【項目 8-3 教員の教育研究環境】

基準 8-3-1

教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられるように努めていること（レベル2）。

教員の授業負担は、令和 3（2021）年 5 月 1 日時点において、8 名全員が 20 単位を超過しており、うち 26 単位を下回っているのは 2 名のみである。スーパーヴィジョンを含む臨床指導等の授業以外の負担を考えると、教育研究環境として教員にかかる負担は非常に大きい。

この状況について、教員、事務職員ともに認識しており、心理臨床センターにおける非常勤相談員の増員や外部スーパーヴァイザーの充実等に向け、移転先である呉地域での活動と広報に注力している。

基準 8-3-2

専任教員には、教育上及び研究上の職務を遂行するのに欠かせない心理臨床活動の時間が確保され、それが業績として評価されていること（レベル1）。

専任教員は心理臨床センター及び学外の様々な現場で心理臨床活動を行っている。学外の心理臨床活動については、他の学外兼職と同様に定められた時間の範囲内で行われている。これらの活動は、毎年実施される教員業務評価において、各教員からの自己申告に基づいて評価されている。

基準 8-3-3

専任教員には、その教育上、研究上及び管理上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるように努めていること（レベル2）。

研究専念期間制度は設けられていない。

基準 8-3-4

専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること（レベル1）。

学内実習施設である心理臨床センターには、専任の助教1名、非常勤相談員2名が配置されている。キャンパスの移転後は、東広島キャンパスに勤務する臨床心理系教員も兼担として心理臨床センターで勤務している。

(5) 改善が望ましい点

特になし。

(6) 要望事項

- ①教員構成上、任期のない教員の増員に向けた取り組みに努め、安定した教育環境を提供することが望まれる。
- ②業務負担の軽減に向けた取り組みを継続することが望まれる。
- ③研究専念期間制度もしくはそれに準ずる方策の検討が望まれる。

第9章 管理運営等

(1) 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

特になし。

(3) 第9章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、運営組織、点検評価組織等、体制が整っている。

(4) 根拠理由

【項目9-1 管理運営の独自性】

基準9-1-1

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営体制を有していること(レベル1)。

当該大学院の適切な教育活動等を実施するための管理運営を審議する「専門職学位課程委員会」が設置され、独立した運営体制になっている。また、教員の任用については、「広島国際大学大学院心理科学研究科専門職学位課程教員選考委員会」が設置されている。

基準9-1-2

基準9-1-2

管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、配置された職員の研修が行われていること(レベル1)。

当該大学院が設置されている呉キャンパスには、実践臨床心理学専攻事務室の他、教務・学生支援・キャリア支援・研究支援の各業務を担当する部署が設置され、適当な数の事務職員が配置され、管理運営の基本条件を満たしている。

基準9-1-3

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること(レベル1)。

財政面では実践臨床心理学専攻に配分される専門職教育研究向上のための予算に加え、教員の研究予算としての経常研究支援費、学内実習施設の心理臨床センターへの予算が配分されている。加えて平成30(2018)年度と平成31(2019)年度には、「実習教育教科および臨床指導体制の改革」特別予算、令和2(2020)年度には、新型コロナウイルス対策

のための予算が配分された。この他に大学院研究活動奨励金が設けられ、学生の外部スパーヴィジョン謝金の補助がなされている。令和2（2020）年度以降は、「実習教育教科および臨床指導体制の改革」特別予算がないため、予算額は減額となっているが、新型コロナ禍で活動経費はまかなえており、今後状況の変化に応じて必要な予算は請求が可能である。

【項目9-2 自己点検評価】

基準9-2-1

教育水準の維持向上を図り、専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、自ら自己点検評価を行い、その結果を公表していること（レベル1）。

全学的な自己評価委員会の他、平成31（2019）年度から、「広島国際大学大学院心理科学研究科専門職学位課程教育課程連携協議会」を発足し、自己点検評価結果の検証を行っている。ただし、自己点検評価報告書の作成は、平成28（2016）年度以降、今回（令和3（2021）年5月時点）まで行われていないため、ホームページ公表は平成27（2015）年の専門職学位課程教育評価委員会「自己点検・評価報告書」が最新のものである。

基準9-2-2

自己点検評価を行うに当たっては、その趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、責任ある実施体制が整えられていること（レベル1）。

自己点検評価にあたっては、10基準29項目が設定されている。大学全体の自己評価委員会の活動に加えて、専攻内において、「広島国際大学大学院心理科学研究科専門職学位課程教育課程連携協議会」が組織され、自己点検評価の検証を行っている。

基準9-2-3

自己点検評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、適切な体制が整えられていること（レベル1）。

自己点検評価の結果は、「専門職学位課程委員会」で議論され、事務部署と連携して、教育内容の把握と改善が務められている。

基準9-2-4

自己点検評価の結果について、第三者による検証を行うよう努めていること（レベル2）。

平成28（2016）年度に、臨床心理分野専門職大学院認証評価を公益財団法人日本臨床心

理士資格認定協会より受審し、適合の認定を受けている。また今後、令和3（2021）年度に専攻が取りまとめた「自己点検評価報告書」について、「広島国際大学大学院心理科学研究科専門職学位課程教育課程連携協議会」で内容を協議・検証予定である。

【項目 9-3 情報の公示】

基準 9-3-1

教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること（レベル1）。

教育活動等の状況については大学院便覧、シラバス等で公開されている。またホームページにも、平成27（2015）年の専門職学位課程教育評価委員会「自己点検・評価報告書」、平成28（2016）年度の「臨床心理分野専門職大学院認証評価報告書」等が公開されている。

基準 9-3-2

教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること（レベル1）。

教育活動等に関する重要事項は、ホームページに公表されている。

【項目 9-4 情報の保管】

基準 9-4-1

認証評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること（レベル1）。

自己点検評価及び教育活動等に関する重要事項等の情報は、「自己評価委員会」により調査収集され、保管場所や期間が明確に規定され、適切な方法で管理されている。

（5）改善が望ましい点

特になし。

（6）要望事項

①自己点検評価の自主的な取り組みを、「広島国際大学大学院心理科学研究科専門職学位課程教育課程連携協議会」及び専攻においても、積極的かつ実効的に行い、その成果を速やかに報告・公示するように努めることが望まれる。

第10章 施設、設備及び図書館等

(1) 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

(2) 優れた点

特になし。

(3) 第10章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、施設、設備等は概ねよく整備されている。

令和2(2020)年度より呉キャンパスに移転し、教室(講義用教室、演習室、実習室)、院生研究室、教員研究室、事務室、心理臨床センターは1号館の3・6・7階に配置され、面積も増加した。3号館には他学部と共用のグループワークルーム、スタディールーム、個別学修スペース、5号館には図書館が設置されている。東広島キャンパス図書館と連携した図書の取り寄せ・貸し出しサービスも行われている。

(4) 根拠理由

【項目10-1 施設の整備】

基準10-1-1

評価対象大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他専門職大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること(レベル1)。

当該専攻の教員及び学生に必要な教室、院生研究室等の施設・設備が備えられている。講義には「院生ゼミ室」、演習及び実習には心理臨床センターの「グループセラピー室」(58.71㎡)、「プレイルーム」(60.45㎡、58.71㎡)、「面接室」(4室各28.86㎡)、「心理検査室」(58.71㎡)も利用されている他、他学科との共用スペースとして3号館のグループワークルーム3室(2室25㎡、1室24㎡)及びスタディールーム2室(37㎡、47㎡)も演習等で活用されている。

専任教員の個人研究室(28.86㎡)、兼任教員・非常勤講師が共同で利用する非常勤講師室、印刷室(58.71㎡)、印刷機器が利用できる会議室(58.71㎡)も設置されている。3号館3階の共用スペース、1号館2階の応接室(2室、各29.36㎡)等も学生との面談等に利用可能である。

院生研究室は1号館6階に3室(カンファレンスルーム、実験実習室含め、総面積455.57㎡にパーティションで区画)が確保され、個人机、ロッカーが備えられている。

上記の施設では新型コロナウイルス感染拡大予防の一環として密を避ける席の配置、換気可能な部屋の利用等の制約が生じているが、部屋数、席数ともに余裕があり、今後の発

展に対応できる余地が残っている。

呉キャンパス図書館は5号館1・2階に設置されており、自習できる閲覧スペースも設けられている。開架閲覧室は1・2階に各312.00 m²、書庫は1階200.40 m²、2階164.00 m²の空間が確保され、2階には閲覧室（164.00 m²）が設置されている。

【項目10-2 設備及び機器の整備】

基準10-2-1

各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること（レベル1）。

臨床心理演習や実習に必要な心理検査用具（知能検査、発達検査、投映法検査、質問紙検査）、箱庭療法用具、パソコンやプリンター、デジタルカメラ、複写・印刷機、プロジェクター、スクリーン、録音録画機器、シュレッダーが備えられており、ネットワークから独立した臨床記録用のパソコンも設置されている。

教員には研究用パソコンが1台、学生の学習用には呉キャンパス6階の実験実習室にパソコン7台と統計用ソフトウェアが確保されている。

用具・機器・備品及び設備は適切に管理・整備されている。

【項目10-3 図書館の整備】

基準10-3-1

専門職大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること（レベル1）。

専門職大学院独自の図書室は設けられていないが、呉キャンパス図書館に臨床心理学及び関連分野の専門図書も収められている。他大学院の相談室紀要等、守秘が必要な臨床資料を含む文献は心理臨床センターの資料庫に収められ、適切に管理されている。

図書館蔵書の購入・分類等は大学図書館長の下、司書の有資格者が遂行している。

図書館蔵書の内、当該専攻の専門図書は令和元（2019）年度には、6,209冊（和書5,938冊、洋書271冊）、大学全体における心理学系図書では、蔵書24,763冊（和書21,514冊、洋書3,249冊）である。うち臨床心理に関わる学術誌は12種類の購読が行われているが、さらなる充実が望まれる。呉キャンパス図書館に収容されていない専門書は、キャンパスネットで東広島キャンパスから取り寄せる体制も取られている。

（5）改善が望ましい点

特になし。

（6）要望事項

①図書館で閲覧できる臨床心理学及び関連分野の専門誌、学術誌の充実への取り組みを今後も継続することが望まれる。

(資料) 広島国際大学大学院の現況及び特徴

I 評価対象大学院の現況及び特徴

1 現況

- (1) 名称 広島国際大学大学院 心理科学研究科 実践臨床心理学専攻
(専門職学位課程)
- (2) 所在地 〒737-0112 広島県呉市広古新開5-1-1
- (3) 開設年月 平成19(2007)年4月
- (4) 教員数(令和3(2021)年5月1日現在)
教授 4名 准教授 1名 講師 3名
その他 10名(非常勤講師・兼任教員)
- (5) 学生数(令和3(2021)年5月1日現在)
収容定員 40名
在籍者数 20名(1年次8名 2年次12名)

2 特徴

(1) 沿革

社会環境の変化に伴い、「心の問題」は解決しなければならない現代の大きな課題となっている。現代の多様な問題を解決することができる良質な「心の専門家」の養成には、高度な臨床実践技能を質的に担保していくことが不可欠である。

そのような社会的要請に応えるため、「臨床心理士養成指定校」としての教育実績を元に、より実践的な教育体制とするため、平成19(2007)年4月に「総合人間科学研究科臨床心理学専攻〔博士前期課程〕」の学生募集を停止して、「総合人間科学研究科実践臨床心理学専攻〔専門職学位課程〕」に改組した。

また、平成21(2009)年4月には、心理学を基礎とし、より高度な臨床心理場面におけるカウンセリング力、グローバルなコミュニケーション力、新しい感性に基づいた「ものづくり」をめざす専門職業人の育成を教育目標の一つとして、より専門性を明確にするため、「総合人間科学研究科」を「医療・福祉科学研究科」と「心理科学研究科」に改組し、「心理科学研究科実践臨床心理学専攻(以下、「本専攻」という)」とした。

平成30(2018)年4月からは、公認心理師法の施行を受け、臨床心理分野専門職大学院協議会において他大学とも連携を取りつつ、本専攻においても公認心理師を養成するための教育体制を整備し、社会的な要請に対応することとした。

広島国際大学では、東広島と呉、広島の3キャンパスで教育・研究を行ってきたが、令和2（2020年）4月より学部間の交流・連携を活性化させ、より充実した教育環境を目指して東広島と呉キャンパスの2キャンパス体制にした。このことに伴い、広島キャンパスに設置していた本専攻と心理臨床センターは教育と研究の拠点を呉キャンパスに移転した。

呉市における行政機関や本専攻が委託する実習施設、その他臨床心理士が働く様々な施設との連携を可能とし、広い領域における、より実践的な実習・演習の機会に対応している。

（2）教育の理念・目的における特徴

本専攻は、「地域社会、家族および教育の再生等さまざまな解決すべき問題が山積している人間社会で、その問題の解決を図ることができる高度な臨床実践技能を身につけた『心の専門家』の育成」を教育の目的としている。さまざまな心理臨床の現場で即戦力となる人材育成を目指し、実践力を重視した教育を行うことで、これまで、256名の高度専門職業人を世に送り出している。

この高度専門職業人の育成は、建学の精神、大学院の目的、教育理念に基づいており、これらの具現化に向け、本専攻の教育を展開し地域社会へ貢献することを目指している。

建学の精神、大学院の目的、教育理念は以下のとおりである。

【建学の精神】

世のため、人のため、地域のために理論に裏付けられた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人を育成する。

【大学院の目的】

広島国際大学大学院は、高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究め、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

【教育理念】

本学における教育は、命の尊厳と豊かな人間性を基本理念とする。この理念に基づき、新しい時代が求める専門的な知識と技術の修得を進めるとともに、健康、医療、福祉の分野において活躍しうる職業人を育成する。

（3）教育内容における特徴

本専攻の教育内容の特徴として、第1に、日本臨床心理士資格認定協会の基準に対して、臨床心理学基本科目相当の科目18単位、臨床心理展開科目相当の科目22単位、臨床心理応用・隣接科目相当の科目38単位という臨床心理士の養成に必要な科目を十分に用意していることが挙げられる。第2に、上記のカリキュラムにおいて「演習」と「実習」が重視されており、その質も高く保たれていることである。まず、「演習」では、臨床心理の各分

野における理論や技法について、文献講読、ロールプレイ、事例研究、双方向に行われる討論等、基礎から実践までを網羅する学修方法が組まれている。その際、集中して学びを深められるクォーター制を導入している点も効果的学修に寄与している。「実習」では心理臨床の実践家として必要な知識、態度、技能に関して現場での学びを行う。学内実習施設である「広島国際大学心理臨床センター（以下、「心理臨床センター」という）」並びに医療・保健領域、福祉領域、教育領域、産業領域（選択）、司法領域（選択）の5領域での学外実習施設において密度の濃い実習を行っている。第3に、1年次後期より始まる心理臨床センターでのケース担当において、臨床心理士からのスーパーヴィジョンを受け、より実践的な学びを継続して行える点が挙げられる。ケース担当においては、子どもから大人まで偏りなくケースが持てるように工夫されており、スーパーヴァイザーも専門性のバランスを考えて配置している。

（4）教育方法における特徴

本専攻では、教育理念・教育目的をより高いレベルで達成するために、講義・演習・実習と多角的な学習形態を取り入れている。さらに、学内実習に加え、医療・保健、福祉、教育、産業、司法の5領域で学外実習を準備し、より充実した実践的学びを提供している。また、FD活動を活発に行っている。年数回の外部講師によるFD研修会をはじめ、公開授業を設けており、互いの授業内容を検討する機会を確保している。

修了後の就職先へのアンケート調査や学生への満足度アンケートの実施によって、授業内容及びカリキュラムの検討を常に行っている。このことにより、実際の臨床現場で求められる高度専門職業人と育成する人材の齟齬がないよう、社会の変化に対応して教育内容の見直しを行っている。

（5）社会貢献における特徴

平成14(2002)年4月に心理臨床センターを広島市中区鞆町に広島国際大学(以下、「本学」という)の附属施設として開設した。本施設は学内実習施設としての役割も担っているが、心の問題を持つ人に対して心理臨床的援助活動を行うことで地域社会に貢献している。令和2(2020)年3月には呉市に移転し、活動を再開した。令和2(2020)年度の来所者数は延べ448名であった。これは、ここ数年の中では最も少ないが、移転直後で多くの面接が終結したこと、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い閉室期間が増加したことが要因として挙げられる。当センターでは、感染症の拡大下においても地域支援の一端を担えるよう、オンラインカウンセリングの用意を進め、運用を予定している。心理臨床センター主催の市民講座も定期的で開催しており、令和2(2020)年度はオンラインでの講演会を開催した。また、令和3(2021)年2月からはペアレントトレーニングのグループを開催し、地域住民への心の健康維持に取り組んでいる。

Ⅱ 専門職大学院の目的

本大学院は「高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究め、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展と人類の福祉に寄与すること。」を目的として設置されている。その中で、少子高齢化に伴う医療・健康・福祉、ストレスや多様な価値観、崩壊する地域社会や家族、教育の再生等解決しなければならない様々な問題が山積している21世紀の人間社会において、その問題の解決を図ることができる高度な臨床実践技能の質的な担保と、継続的かつ安定的に良質な「心の専門家」の養成が強く求められている。

このような社会情勢を背景として、本専攻では教育目的を「地域社会、家族および教育の再生等さまざまな解決すべき問題が山積している人間社会で、その問題の解決を図ることができる高度な臨床実践技能を身につけた『心の専門家』を育成する。」と定めている。

以下にアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを示す。

【アドミッション・ポリシー】

実践臨床心理学専攻は、人間関係や心の健康に、併せて自分の心と他者の心に向かい合う力を持ち、様々な人間の心や社会の問題に対処できる臨床心理学の専門性に裏づけられた「柔らかな心」を身につけ、社会に貢献したい人を求めます。

【カリキュラム・ポリシー】

本専攻のカリキュラムでは、地域社会、家族および教育の再生等さまざまな解決すべき問題が山積している人間社会において、その問題の解決を図ることができる高度な臨床実践技能を身につけた「心の専門家」を育成することを最大の目標としている。

【ディプロマ・ポリシー】

臨床心理分野における高度専門職業人として、十分な援助者としてのいくつかの資質（柔軟性、客観性、共感性、感受性、安定性、自己指南性）と基本的実践力を修得している。他の専門職種と連携してチームワークを尊重して協働することができ、個人や地域住民の心の健康に貢献できる